

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

防衛省 第2次回答

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化

提案団体

大村市

制度の所管・関係府省

総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。

具体的な支障事例

毎年自衛隊から自衛官等の募集を目的とした募集対象者の住民基本台帳の一部の写しについて提供依頼があるが、住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる旨の規定がないため、当市は当該台帳の閲覧で対応している。しかし、自衛隊からは自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を根拠に資料として当該台帳の一部の写しの提供を求められており、その都度対応に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳法又は自衛隊法に住民基本台帳の一部の写しの提供が可能である旨規定することで、自治体によって判断が分かれるといったことがなくなる。

根拠法令等

住民基本台帳法、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、富士市、西尾市、枚方市、高松市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

○当市においても、毎年、自衛隊協力本部より名簿提供の依頼が届いており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定等に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているが、市民はもとより、他自治体や報道機関等からの提供に関する根拠の考え方等の問合せも多く、対応に苦慮しているため、通知等により明確化される事が望ましい。

○当市では、自衛官及び自衛官候補生の募集のための対象者情報について、住民基本台帳の抽出閲覧で対応しているところである。今後においても、当市個人情報保護条例に基づき、抽出閲覧のみで対応することとしているが、全国の自治体で対応が異なっていることは懸念すべきことと捉えている。法の整備はもとより、早急な対応として国から各市町村に向けた統一見解を発出することを希望する。

○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情

報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成 29 年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体での期間を区切った貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法において、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨規定されることにより、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。

○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科大学の生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第 1 次回答

複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条第 1 項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない。一方、自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 120 条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知することについて検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省の回答に記載してある「通知」をいただいても、現状と変わりありませんので、当初提案のとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定していただくことを要望します。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

一次回答のとおり、自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた際に市町村が行う住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であることから、当該解釈について関係省庁連名による通知を市町村に対して発出することで対応したい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

防衛省 第2次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化

提案団体

合志市

制度の所管・関係府省

総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であるものと解しており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。

なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号)」においても、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができると解されています」と記載されているが、「市区町村長が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とは明記されていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通知等により、「自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うに当たって、住民基本台帳の一部の写しを提供することは住民基本台帳法上、可能である」ことを明確化することにより対外的な説明が可能となる。

根拠法令等

住民基本台帳法、自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条、自衛官等の募集業務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号総務省自治行政局住民制度課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、島田市、富士市、西尾市、大阪府、枚方市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、宇土市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

○当市でも、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、昨今の個人情報保護に対する意識の高まりを受け、提供における法律上の根拠について市民から問い合わせが
あっている。住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧については規定されているが(同法第
11条の2)、提供については明記がなく、解釈が分かれる原因となっている。しかし、自衛官募集事務は法定受
託事務であることに加え、国会答弁において自衛隊法及び自衛隊法施行令において請求する名簿提供は適法
な事務であり、住民基本台帳法に抵触しないとの解釈も示されているため、市の個人情報保護条例と照らし合
わせながら、最低限の個人情報について紙媒体での提供を行っているが、対外的な説明としては難しい面があ
る。

○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情
報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体
での期間を区切った貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本
台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨、通知等により規定されることによ
って、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。

○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科学校の
生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強
く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第1次回答

複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるも
のであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められ
ない。一方、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等
が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令第
120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の
提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知するこ
とについて検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

対外的な説明を必要とするため、関係省庁連名による通知により資料を提供できる旨明確化することを求める
とともに、今後の事務実施を円滑に進めるため、早期の通知発出をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

今年度中を目途に、通知の内容について関係省庁との調整が終了し次第、通知を発出することとしたい。